Kokubunji City **Press Release**

令和８年11月13日

報道機関 各位

# 職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり、本市職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

【１件目】

１　被処分者
建設環境部　主任職　30歳代　女性

２　処 分 日
令和８年11月12日

３　処分内容
減給10分の１　３箇月

４　処分理由
被処分者は、海外旅行をするため、令和８年４月８日及び４月９日に病気休暇を不正に取得し、正当な理由なく勤務を欠いたため。

【２件目】

１　被処分者
（1）総務部　課長職　50歳代　男性
（2）総務部　会計年度任用職員　40歳代　女性

２　処 分 日
令和８年11月12日

３　処分内容
（1）停職６箇月
（2）停職３箇月

４　処分理由
被処分者である男性の課長及び女性の会計年度任用職員は、令和７年10月14日から令和８年９月７日までの間、勤務時間中に104回にわたり私的な相談のために職場を離れ、市庁舎の会議室で密会していたほか、令和８年６月以降は、勤務時間中に市庁舎の会議室で複数回にわたり性的な行為を行い、職務を怠ったため。

【懲戒処分に対する市長コメント】

この度、本市職員による休暇の不正取得及び勤務時間中の不適切な行為について、懲戒処分を行いました。
市民の皆様の信頼を損なう行為が発生したことについて、深くお詫び申し上げます。
今回の事案を重く受け止め、職員一人ひとりが公務員としての自覚と責任を持って行動するよう、服務規律の徹底を図るとともに、休暇取得や勤務状況の確認を強化し、所属長による管理・監督を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。
市民の皆様からの信頼を一日も早く回復できるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

本件に関する
お問い合わせ
国分寺市総務部人事課長　増田
TEL：042-312-8686

発信元　国分寺市 政策経営部 広報プロモーション室 広報担当 E-mail:koho@city.kokubunji.tokyo.jp
TEL:042-312-8699　FAX:042-325-1380